



## 今月のトピックス

### ◇ 全社協からのお知らせ

- 「社協における生活困窮者支援の推進方策」の発出(地域福祉部)
- **制度・施策等の動き**
- 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案の成立（厚生労働省）
- **その他（参考情報）**
- 災害時における福祉支援体制の構築について(厚生労働省)
- 看護師・介護士・保育士「短時間正職員制度」導入支援マニュアルの公表(厚生労働省)
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（骨太方針 2018）を閣議決定(内閣府)
- 規制改革推進会議「規制改革推進に関する第 3 次答申」の公表(内閣府・規制改革推進会議)
- 新たな財政健全化計画等に関する建議の公表(財務省)
- 「空き家対策の推進のための新規制度等に係る説明会」が開催される（国土交通省）
- 「成年後見制度利用促進ニュースレター」の発行（厚生労働省）

## ◇ 全社協からのお知らせ

### 「社協における生活困窮者支援の推進方策」の発出(地域福祉部)

全社協・地域福祉推進委員会では、社協における今後のさらなる取り組みの推進に向けて「生活困窮者支援の推進方策」をとりまとめました。

本方策は、本委員会にて生活困窮者自立支援法の見直しにあたり「社協における生活困窮者支援のあり方検討委員会」を設置し、現場の状況や課題を元に制度改正への意見反映を図るとともに、社協における今後のさらなる取り組みの推進に向けて取りまとめたものです。

今後、任意事業の受託実施、多様な「出口」の確保・開発、都道府県社協による広域支援の拡充等を推進するとともに、事業を受託していない社協における自立相談支援機関との連携強化等を推進する必要があると考えられています。

本方策の本文および概要版については、本会のホームページ「社協の杜」に掲載していますのでご覧ください。

【社協の杜】新着資料「社協における生活困窮者支援の推進方策」

<http://www.shakyo.or.jp/gyoumu/top.php>



## ◇ 制度・施策等の動き

### 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案の成立 (厚生労働省)

平成 30 年 6 月 1 日、参議院本会議にて「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」が可決、成立されました。

改正法は、①生活困窮者の自立支援の強化、②生活保護制度における自立支援の強化、適正化、③ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を大きな柱としています。

生活困窮者の自立支援の「基本理念」として、①生活困窮者の尊厳の保持、②就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援、③地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備（生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくり）が明確化されました。【施行日：平成 30 年 10 月 1 日】

また、「生活困窮者の定義の見直し」では、経済的困窮に至る要因として、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情」が明記されました。【施行日：平成 30 年 10 月 1 日】

なお、本会出版部にて発行している『月刊福祉（2018 年 7 月号）』では、「地域の中の生活困窮者支援」を特集しており、生活困窮者自立支援制度の見直しのポイントと社会福祉法人による生活困窮者支援の取組を紹介しているので、今後の実践の参考としてご活用ください。

通知・概要については、別添資料①、②をご覧ください。

『月刊福祉（2018 年 7 月号）』については、全国社会福祉協議会のホームページ福祉の本出版目録をご覧ください。

【全国社会福祉協議会】「福祉の本出版目録」 <https://www.fukushinohon.gr.jp/>

## ◇ その他（参考情報）

### 災害時における福祉支援体制の構築について（厚生労働省）

厚生労働省より「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」が策定され、各都道府県知事宛てに通知されました。

近年、多くの自然災害が発生し、各地に大きな被害をもたらしていることから、高齢者や障害者、子どものほか、傷病者等といった地域の災害時要配慮者が、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じているケースもあります。

厚生労働省では、避難生活の早期から支援していく体制の構築が喫緊の課題として、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」を組織し、派遣すること等により、必要な支援体制の確保を目的として、各都道府県が取り組むべき基本的な内容についてガイドラインを策定しています。

詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

【厚生労働省】災害時における福祉支援体制の構築について  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000209718.html>



### 看護師・介護士・保育士「短時間正職員制度」導入支援マニュアルの公表(厚生労働省)

厚生労働省より、看護師・介護士・保育士を対象とした「短時間正職員制度」の導入に向けた支援マニュアルが公表されました。

マニュアルでは、看護師、介護士、保育士への短時間正職員制度の導入をより促進するために、短時間正職員制度を導入している法人の事例を紹介しながら、短時間正職員制度の概要・導入の手順を説明しています。

また、マニュアルでは、「短時間正職員」は、フルタイム正職員と比べ、1週間の所定労働時間が短い正規型の職員のこと、①期間の定めのない労働契約（無期労働契約）を締結している、②時間当たりの基本給及び賞与・退職金等の算定方法等がフルタイム正職員と同等と定義されています。

短時間正職員制度を導入することにより、法人に対するメリットとして、人材の確保・定着、モチベーションの向上、採用できる人材の幅の拡大、働きやすい職場のアピール、採用競争力の強化、職場全体の働き方の見直し等が挙げられています。

人材の確保・定着の1つの方策として、短時間正職員制度の導入に向けて、本マニュアルをご活用ください。

詳細については厚生労働省・短時間正社員制度導入支援ナビをご覧ください。

【厚生労働省】短時間正社員制度導入支援ナビ <https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/navi/>

### 「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(骨太方針 2018) を閣議決定(内閣府)

平成 30 年 6 月 15 日、内閣府にて「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(骨太方針 2018) が閣議決定されました。

今回示された骨太方針 2018 では、持続的な経済成長の実現に向けて潜在成長率を引き上げるため、人づくり革命と生産性革命に最優先で取り組みながら、あらゆる政策を総動員することが示されています。

また、一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れる新たな在留資格の創設が盛り込まれるとともに、従来の外国人受入れの促進策として、介護の技能実習生に関して、入国 1 年後の日本語要件を満たさなかった場合にも引き続き在留を可能とする仕組みを検討する方向性が示されました。

詳細については内閣府のホームページをご覧ください。

【内閣府】経済財政運営と改革の基本方針 2018

<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2018/decision0615.html>



### 規制改革推進会議「規制改革推進に関する第 3 次答申」の公表(内閣府・規制改革推進会議)

平成 30 年 6 月 4 日、内閣府・規制改革推進会議より「規制改革推進に関する第 3 次答申」が公表されました。

今回の答申では、平成 29 年 7 月から 1 年かけて取り組んできた規制改革項目と、第 2 次答申で継続課題とされた項目について、審議の結果をとりまとめたものになっています。

社会福祉法人関係では、項目として「保育分野の規制改革」が挙げられているものの、具体的には、「大型の駆動補助機付乳母車に関する規制の見直し」といった内容にとどまり、『規制改革実施計画』（平成 29 年 6 月閣議決定）に掲げられた項目の重点的なフォローアップとして、「介護保険内・外サービスの柔軟な組合せの実現」（いわゆる混合介護）が挙げられていますが、今回の答申では、その運用を注視し、フォローアップを継続する旨の表現にとどまっています。

詳細については内閣府のホームページをご覧ください。

【内閣府】第 34 回規制改革推進会議

<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/committee/20180604/agenda.html>

### 新たな財政健全化計画等に関する建議の公表(財務省)

平成 30 年 5 月 23 日、財務省・財政制度等審議会財政制度分科会より「新たな財政健全化計画等に関する建議」が公表されました。

この建議は、政府が 6 月にとりまとめる「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（骨太の方針 2018）に先立って、新たな財政健全化計画の策定に向けた基本的考え方等を示したものです。

今後の社会保障関係費の歳出の目安に関して、社会保障関係費の伸びは「高齢化等の人口変動に伴う伸び」の範囲内におさめることが必要であるとしつつも、具体的な数値目標は示されず、今後数年間にわたる具体的な歳出の伸びの目安を定めることが必要であると提言しています。

社会保障の各論について、医療・介護に関しては、今後直面する課題として、①高齢者の増加による医療費・介護費の増加、②支え手の大幅な減少、③医療の高度化・高額化の 3 つが挙げられました。

詳細については財務省のホームページをご覧ください。

【財務省】新たな財政健全化計画等に関する建議

[https://www.mof.go.jp/about\\_mof/councils/fiscal\\_system\\_council/sub\\_of\\_fiscal\\_system/report/zaiseia300523/index.html](https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub_of_fiscal_system/report/zaiseia300523/index.html)

### 「空き家対策の推進のための新規制度等に係る説明会」が開催される(国土交通省)

平成 30 年 5 月 23 日、国土交通省は、このような課題に対応するための新規制度等を含め、空き家対策の推進のための制度等に関する周知と活用促進を図るため、地方公共団体や空き家対策に取り組む関係団体を対象に説明会を開催しました。

6 月 1 日に成立した改正生活困窮者自立支援法では、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、子どもの学習支援事業の強化とともに、居住支援の強化が改正の柱となっています。生活困窮者支援において住まいの確保は重要であり、空き家対策等の関連施策の動向を把握しておくことも有効になります。

「空家等対策の推進に関する特別措置法」施行から約 3 年が経過し、全国各地で法に基づく取り組みが進められていますが、その中では様々な課題等についての指摘があります。

会議資料では、現在の空き家対策の施策等の概要について把握することができますのでご参照ください。

詳細については国土交通省のホームページをご覧ください。

【国土交通省】空き家対策の推進のための新規制度等に係る説明会について

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk3\\_000053.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000053.html)



### 「成年後見制度利用促進ニュースレター」の発行（厚生労働省）

平成 30 年 4 月より厚生労働省に成年後見制度利用促進室が設置されました。  
成年後見制度利用促進室では、成年後見制度利用促進に関するさまざまな情報を広くタイムリーにお伝えするため、ニュースレターを発行しています。

自治体の取り組みについてや Q&A にて中核機関の設置、計画策定についてお知らせもしています。

詳細については厚生労働省のホームページをご覧ください。

【厚生労働省】成年後見利用促進

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622.html>

#### <配信先>

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当部

#### ≪配信元≫

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部／全国ボランティア・市民活動振興センター

電話 03-3581-4655/4656 [c-info@shakyo.or.jp](mailto:c-info@shakyo.or.jp)

-----

\* 「News File」では、毎月 1 回、地域福祉担当の皆様に参加になる関連トピックスを発信します。  
併せて隔月にて全国各地の社協による実践事例も紹介いたしますので、創意工夫をしながら取り組んでいる実践があればぜひ上記事務局（電話か e メール）まで「テーマ」と「社協名」に関する情報をお寄せください。実践の詳細については、こちらからお尋ねさせていただきます。